

自転車による交通事故を減らすために

～交通ルールとマナーを守りましょう～

生活・交通安全係／8階
☎(3228)8886
FAX(3228)5658

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が手軽に利用できます。しかし、ルール違反の危険な運転が目立つようになり、社会問題にもなっています。一人ひとりが交通ルールを守って、安全な運転を心掛けましょう。

区内で自転車事故が増えています

交通事故に自転車に関与する割合は都内で2番目の高さ

昨年、区内で発生した交通事故のうち、54.6%が自転車の関与する事故でした。これは、都内平均39.0%を大きく上回り、都内で2番目の高さです。件数は372件で、前年から139件増加しています。

高齢者だけでなく30代・40代も要注意

30代の事故が最も多く、全体の21.8%。次に40代で17.9%、高齢者(65歳以上)17.0%の順になっています。

通い慣れた道でも事故は発生

全体の26.7%は、買い物目的での利用中に発生。通勤は20.0%、業務、訪問がそれぞれ6.2%となっています。なお、買い物目的での利用中の事故は、高齢者が最も多くなっています。

出会い頭に気を付けましょう

自転車事故の約4割は出会い頭の衝突による事故で、その7割以上が交差点で発生しています。
多く発生している事故の例
一時停止の標識がある裏道の交差点で、一時停止をせず安全確認を怠り、自動車と衝突



大けがを負うリスクの高い事故が多発

自動車との事故が43.6%で最多。転倒や工作物に衝突などの単独事故が23.1%、自転車同士の事故が16.9%となっています。また、車道から歩道へ乗り上げる時や歩行者を避けようとした時に転倒する事故など、高齢者の単独事故が増加しています。



約7割は自転車側にも違反あり

前後左右の安全不確認による事故が全体の16.8%。その他(すれ違い時や自転車並進時の接触)15.6%、ブレーキやハンドル操作の誤り14.3%の順になっています。



☆このページの写真は、スタントマンによる交通事故の再現の様子です。2012年に野方警察署が実施したスケアード・ストレート方式の交通安全教室で撮影

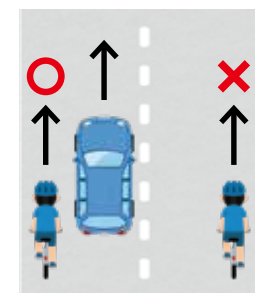
「自転車安全利用五則」を守りましょう

①自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「軽車両」です。歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。
☆13歳未満のお子さんや70歳以上の方が運転する場合は例外
【罰則】 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

②車道は左側を通行

車道では、道路の左端(道路の中央から左側部分の左端)に寄って通行します。右側通行は禁止です。
【罰則】 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止する必要があります。
【罰則】 2万円以下の罰金または料

絶対やめよう危険運転

- ✕スマートフォン・携帯電話などの使用
- ✕傘差し運転
- ✕ヘッドホンやイヤホンを装着しての運転
- 【罰則】 5万円以下の罰金



☆安全に配慮し、停止した状態で撮影

④安全ルールを守る

- 飲酒運転禁止
【罰則】 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 二人乗り禁止
【罰則】 2万円以下の罰金または料
- 並進禁止(「並進可」の標識がある場所を除く)
【罰則】 2万円以下の罰金または料
- 夜間はライトを点灯
【罰則】 5万円以下の罰金
- 交差点での信号遵守と一時停止
【罰則】 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



⑤子どもはヘルメットを着用

13歳未満のお子さんには、保護者が責任を持って乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



自転車損害賠償保険等への加入はお済みですか

都の条例により、自転車を利用する方は対人賠償事故に備える保険等に加入することが義務付けられています。いざという時のため、必ず加入を。

自転車事故で高額な賠償責任を負うケースがあります

事例 自転車で帰宅途中の小学校5年生が前方不注意で歩行者の女性と正面衝突。女性は頭を骨折し、意識不明に
賠償額 約9,500万円

点検整備を受けると保険が付きます 助成券がもらえる自転車安全利用講習会へご参加を

点検整備を受けた自転車には、安全性が認められた証としてTSマークのシールが貼付され、1年間の付帯保険として損害賠償責任補償(最大1億円)の保険が付きます。

講習会に参加した方は、自転車の点検整備費用助成券(上限2,000円)を受け取れます。

日時 11月8日・15日、いずれも日曜日、午前10時から午後2時から ☆各回1時間で、同内容

会場 区役所7階会議室

申込み 10月26日～11月6日に電話で、生活・交通安全係へ。各回先着30人



▲TSマークとは、「Traffic Safety(交通安全)」の頭文字